

# 山梨税務署からのお知らせ

平成 27 年  
8 月号



【発行】〒405-8585 山梨市上神内川 738  
山梨税務署 TEL0553-22-1411 (代表)

税務署へのお問い合わせは、左の代表番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって「2」(税務署)を選択して、交換手に内線番号をお伝えください。

## 消費税等の計画的な納税資金の確保をお願いします

消費税(地方消費税を含む)の税率は平成 26 年 4 月 1 日から 8%になりました。26 年 4 月 1 日以後を含む課税期間の収入金額等が前年と変わらなくても、税率引上げにより、納税額は大きく増えることとなります。計画的な納税資金のご準備を。

☎問合せ 法人課税部門(内線 62)

【モデルケース：課税売上が 1000 万円の場合】



## 納税証明書は電子申請が便利でお得!

スマホやタブレットでどこからでも請求ができます。

しかも、手数料が安価で、スピード交付。

☎問合せ 管理運営部門(内線 25)



## 消費税や法人税などの期限内納付をしっかりサポート

国税の期限内納付が困難な場合のサポートに取組みます。

- ① 早めの相談・早めの対応(早期の納付相談体制を充実)
- ② 納税者からの申請による換価の猶予により、延滞税を軽減
- ③ 消費税の任意の中間申告制度の利用勧奨

☎問合せ 徴収部門(内線 34)



## 記帳・帳簿等の保存制度について

平成 26 年 1 月から、個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、記帳と帳簿等の保存が必要となりました。

所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

山梨税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方が分からない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を 10 月下旬に実施する予定です。

☎問合せ 個人課税部門(内線 32)

## 平成 27 年分の路線価等が公開されました

7 月 1 日に、「平成 27 年分財産評価基準書」が公開されました。これは、平成 27 年分の相続税及び贈与税に係る不動産等の評価の基準となるもので、国税庁ホームページで確認できるほか、税務署備え付けのパソコンでも閲覧が可能です。

この機会に、あなたの所有されている不動産等の評価額がいくらになるのか、調べてみませんか?

☎問合せ 資産課税部門(内線 41)



# もうすぐ社会保障・税番号制度（マイナンバー）がはじまります

マイナンバー制度の導入に伴い、税務関係書類の多くが様式変更となります。例えば、平成 28 年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は以下のとおり（現時点のイメージ、変更の可能性あり）となります。

平成 28 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	あなたの氏名	生年月日	扶養主の氏名	扶養主の生年月日	扶養主の住所	扶養主の所得者住所又は居所	扶養主の異動月及び事由
税務番号	給与の支払者の法人（個人）番号	あなたの個人番号	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所
市区町村長	市区町村長	市区町村長	市区町村長	市区町村長	市区町村長	市区町村長	市区町村長	市区町村長

区分等 氏名及び個人番号

区分等	氏名	個人番号	住所	所得者住所又は居所	異動月及び事由
A 控除対象配偶者					
B 控除対象扶養親族					
C 障害者、遺族、寡又は勤労学生等の控除を受ける者					
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等					

○住民税に関する事項

氏名	個人番号	住所	生年月日	住所又は居所	所得者住所又は居所	異動月及び事由
1						
2						
3						

※「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされて、給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。


給与の支払者の「個人番号又は法人番号」欄が追加されます。

給与所得者の「個人番号」欄が追加されます。

平成27年度税制改正を反映した様式イメージです。今後、レイアウトの調整などを行う場合があります。

控除対象配偶者や扶養親族の「個人番号」欄が追加されます。



お問い合わせ等は、内閣官房「社会保障・税番号制度」のホームページ又はマイナンバーコールセンター 0570-20-0178まで。  
 国税に関する最新情報は、国税庁ホームページの  をクリック！

## 印紙の貼り忘れにご注意を

印紙税は、契約書や領収書を作成した人が定められた金額の収入印紙をこれらの文書に貼り付け、消印して納付するものです。

印紙税を納付しなかったときは納付しなかった印紙税額の3倍（自主的申出の場合 1.1 倍）の過怠税が課されます。契約書や領収書を作成するときにはご注意ください。

☎ 問合せ 法人課税部門（内線 62）

税務署での面接相談につきましては、日時指定の個別相談となっておりますので、お電話により相談日時を決めていただき、必要書類をご持参のうえ、ご来署いただきますようお願いいたします。

「山梨税務署からのお知らせ」のバックナンバーも併せてお読みください。



前号からの続き  
 東京地方税理士会甲府支部って、どんなことをやっている団体なの？

東京地方税理士会甲府支部はね、税務に関する専門家として、独立した公正な立場で納税者の信頼にこたえ、国民の三大義務の一つである「納税義務」の適正な実現を図るため活動している団体なんだよ。

